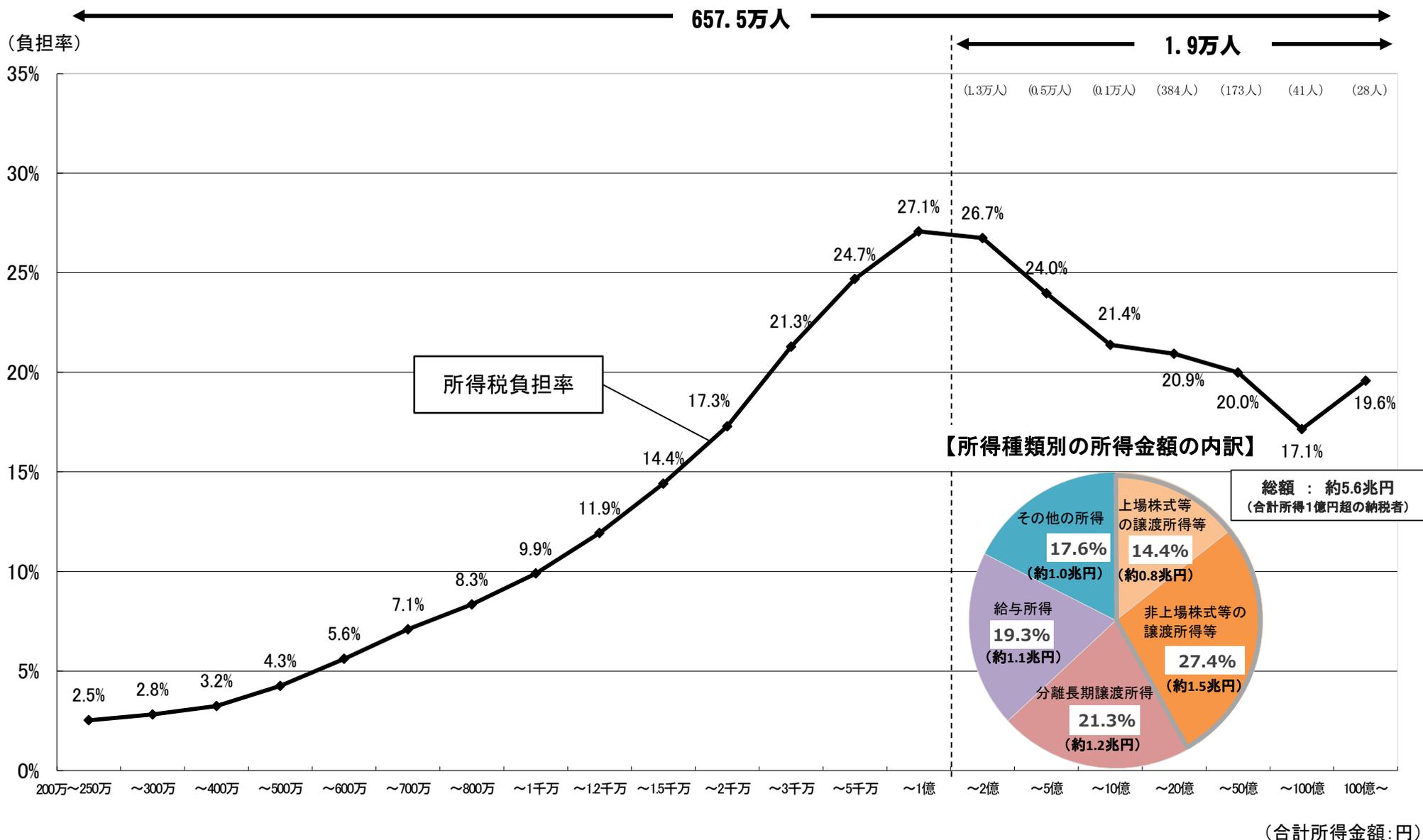


申告納税者の所得税負担率

令和2年分



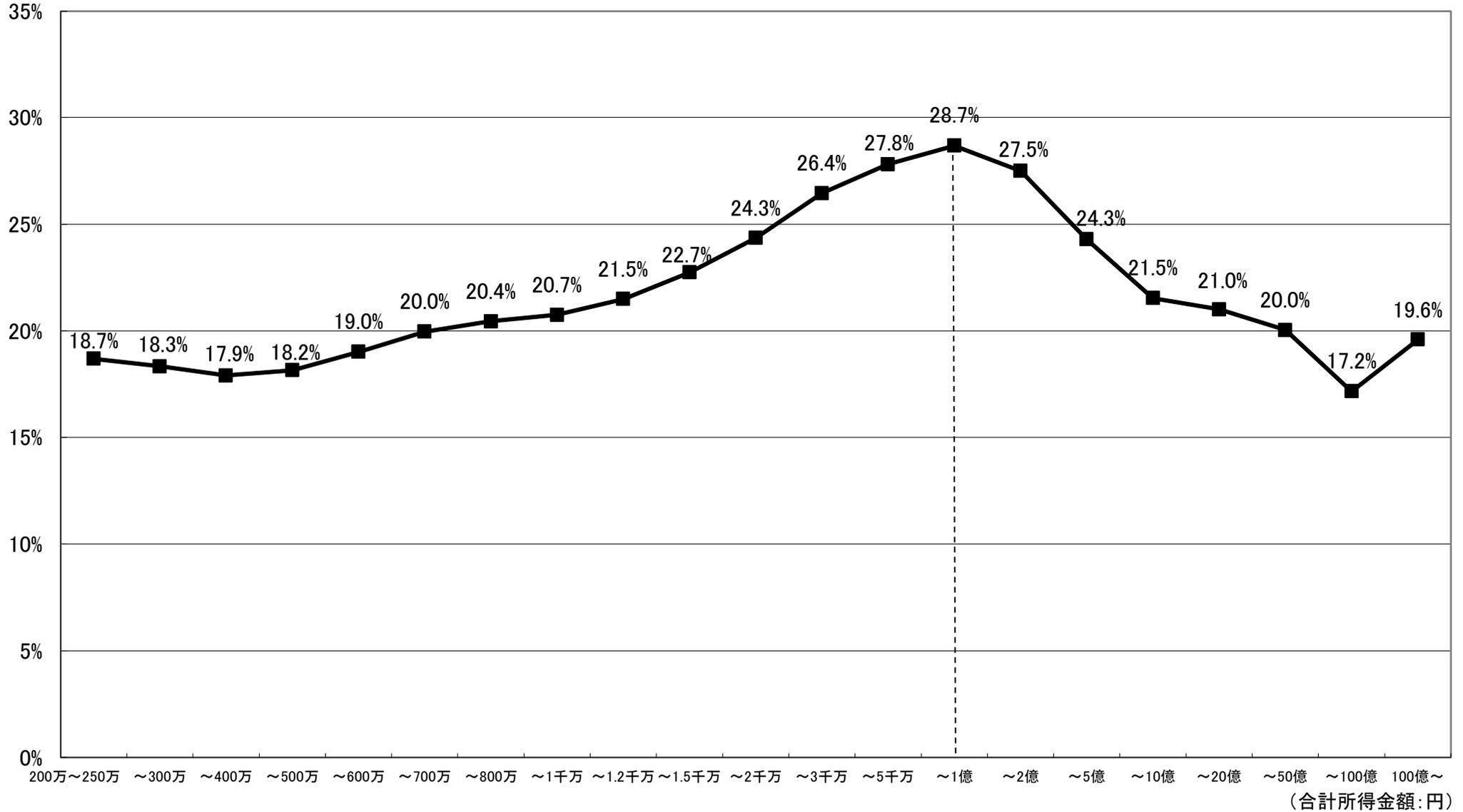
(備考) 令和2年分の国税庁「申告所得税標本調査(税務統計から見た申告所得税の実態)」より作成。
 (注1) 所得金額があっても申告納税額のない者(例えば還付申告書を提出した者)は含まれていない。
 また、源泉分離課税の所得や申告不要を選択した所得も含まれていない。

(注2) 円グラフの「株式等の譲渡所得等」のうち「上場株式等」及び「非上場株式等」の内訳は、分離課税(株式譲渡所得、配当所得、先物取引所得)の所得金額が1000万円超である者のうち合計所得金額1億円超のもの確定申告書データにおける比率を用いて、財務省において機械的に計算したもの。

申告納税者の負担率(所得税+社会保険料)

令和2年分

(負担率)

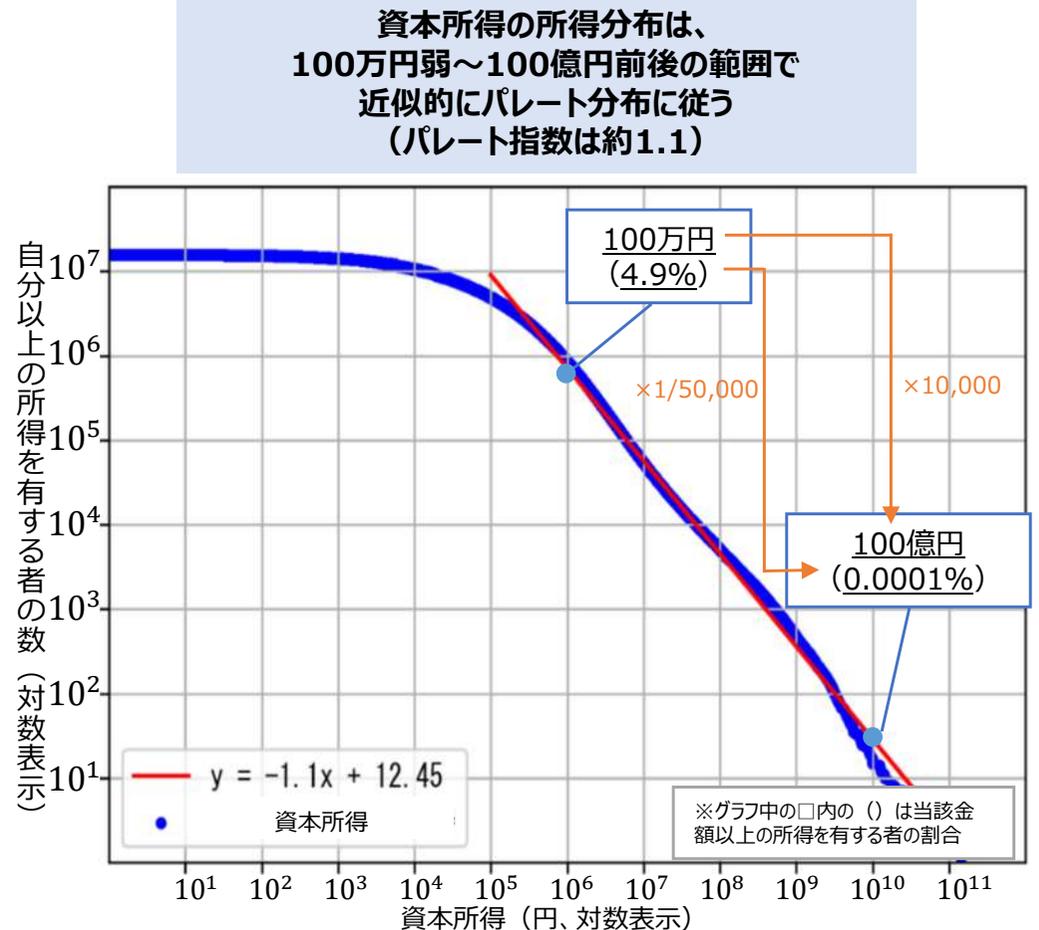
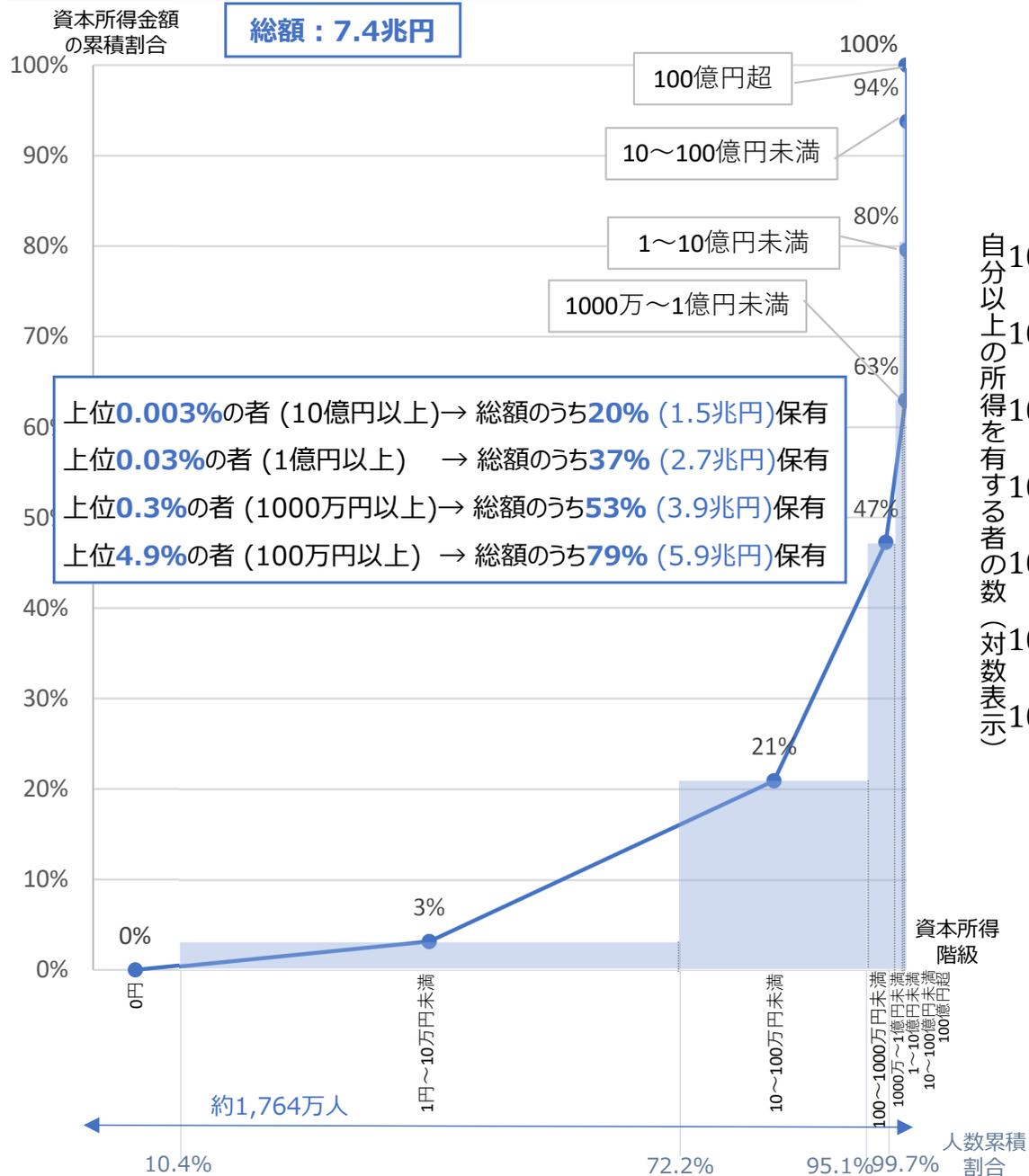


(備考) 令和2年分の国税庁「申告所得税標本調査(税務統計から見た申告所得税の実態)」より作成。

(注1) 所得金額があっても申告納税額のない者(例えば還付申告書を提出した者)は含まれていない。
また、源泉分離課税の所得や申告不要を選択した所得も含まれていない。

(注2) 社会保険料負担率は、合計所得金額の各階層の社会保険料控除の合計額から1人当たりの額を算出した上で、合計所得金額の各階層の中間値で割ることにより計算。

「資本所得」の分布について



- **パレート分布**：一定以上の所得等の偏りについて、経験則として、このような形に近似できるといわれている分布のこと。
- **パレート指数**：所得（横軸）と逆累積分布（縦軸）の対数をとりプロットした場合の近似直線の傾き。「パレート指数が小さいほど、高所得層内の格差が大きい」との指摘がされている。

(注1) 令和元年分の確定申告書や特定口座年間取引報告書、配当、剰余金の分配、金銭の分配及び基金利息の支払調書、株式等の譲渡の対価等の支払調書のデータをもとに、財務省において作成。

(注2) 「資本所得」には、上場株式、非上場株式、公募投資信託、特定公社債等の譲渡所得、配当所得、利子所得等のうち、以下のものが含まれる。一方、預貯金の利子や非上場株式等の配当、少額投資非課税制度（NISA制度）の非課税口座における配当・譲渡益等は含まれていない。

- ・特定口座内の取引により発生したもの
- ・一般口座内の上場株式の取引により発生したもの
- ・その他の取引により発生したもので分離課税の対象となっているもののうち、確定申告がされたもの（公募投資信託及び特定公社債の配当・利子所得を除く）

(注3) 横軸は各資本所得階級であり、各資本所得階級毎の人数割合を基に横軸幅を設定（分布人数が多いほど棒グラフの横軸の幅が広い）。折れ線グラフは、各資本所得階級の人数の中央値をプロットしたものの。

5. NISA・スタートアップ関連